

寄居町告示第 2 3 号

令和 6 年能登半島地震による被災者に対する町税に関する申告等の期限を次のとおり延長する。

令和 6 年 2 月 6 日

寄居町長 峯岸 克明

寄居町税条例（昭和 3 0 年寄居町条例第 3 3 号。以下「条例」という。）第 1 8 条の 2 第 1 項の規定により、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）又は条例で定める申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限のうち、令和 6 年能登半島地震が発生した日（令和 6 年 1 月 1 日）において次の表に掲げる地域に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者に係るもので、その期限が令和 6 年 1 月 1 日以降に到来するものについては、その期限を別に告示で定める期日まで延長する。

指定地域	富山県、石川県
------	---------